

綾川町タブレット端末等貸出要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、児童生徒が家庭における I C T を活用した学習機会の確保のため、タブレット端末等（以下「タブレット等」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第 2 条 タブレット等の貸出の対象者は、貸出しする町内の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者とする。

（貸出期間及び費用）

第 3 条 タブレット等の貸出期間は、学校が長期の休業又は学校閉鎖を行う期間若しくは学校長が必要と認める期間とする。

2 タブレット等の貸出の対象者は、タブレット等を借り受ける時に、綾川町タブレット端末貸出申請書兼同意書（別紙様式）を在籍する学校を経由のうえ綾川町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

3 タブレット等の貸出は、無償とする。

4 タブレット等を借り受けた者（以下「借受人」という。）に係る通信料は、借受人が負担するものとする。

（保守点検）

第 4 条 借受人は、タブレット等の使用方法及び取扱いについて教育委員会の指導に従い、細心の注意をもってタブレット等を管理しなければならない。

2 借受人は、タブレット等を利用する権利を他人に譲渡若しくは転貸又は児童生徒の学習目的以外に使用してはならない。

（損害賠償等）

第 5 条 借受人は、その責に帰すべき事由により、借り受けたタブレット等を紛失し又は棄損したときは、教育委員会の指示するところに従い、借受人の負担において補修し又は損害を賠償するものとする。

（返却）

第 6 条 借受人は、貸出期間内に当該児童生徒が転出したとき又はタブレット等の貸出期間が終了したときは、速やかにタブレット等を学校を通じて、教育委員会に返却しなければならない。

2 学校は、前項の規定によりタブレット等の返却を受けたときは、タブレット等が正常に動作することを確認するものとする。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。